

岐阜県公報

第二千六百十号
平成二十一年六月三十日
(火曜日)

目次

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則 (交通企画課) 四三七^{ページ}

告示

保安林に指定する予定である旨の通知 (治山課) 四三八

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知 (同) 四四〇

公示

平成二十年度個人情報情報の開示等の実施状況 (法務・情報公開課) 四四一

平成二十年度公文書公開の実施状況 (同) 四四二

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等 (管財課) 四四三

保安林に指定する予定である旨の通知 (農地計画課) 四四四

保安林の指定施業要件が変更された旨の通知 (治山課) 四四四

市街地再開発組合の定款変更認可 (同) 四四四

(街路公園課) 四四四

道路公社公告

中津川有料道路の料金の徴収期間の変更等 (道路建設課) 四四五

岐阜県市町村職員共済組合決算公告 (市町村課) 四四五

雑報

岐阜県市町村職員共済組合決算公告 (市町村課) 四四五

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年六月三十日

岐阜県公安委員会

委員長 小川 信也

岐阜県公安委員会規則第七号

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法施行規則(昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第一号イ(イ)中「(ロ)に該当する場合を除く。」を削り、同号イ(ロ)中「四歳未満の者」の下に「一人」を加え、同号イ(二)を同号イ(一)とし、同号イ(イ)中「自転車専用道路」を削り、「第四十八条の七第一項の規定により指定された道路又は道路の部分(以下「」を「第四十八条の十四第二項に規定する自転車専用道路」に改め、同号イ(一)を同号イ(ホ)とし、同号イ(ロ)の次に次のように加える。

(イ) 十六歳以上の運転者が、幼児二人を幼児二人同乗用自転車(運転者のための乗車装置及び二の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車)をいう。以下同じ。(ロ)の幼児用座席に乗車させている場合

(二) 十六歳以上の運転者が、幼児一人を幼児二人同乗用自転車の幼児用座席に乗りさせ、かつ、四歳未満の者一人を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合
第十二条中第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、第五号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。
八 音量を大きくしてカーラジオ等を聞き、又はイヤホン等を使用してラジオを聞

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年六月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市滝町一〇五〇の一から一〇五〇の三まで、一〇五五の一、一〇五五の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年六月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市滝町二〇六一の五、二〇六一の六、二二九八、二二〇〇の一、二二〇〇の二、

二二〇〇の六から二二〇〇の八まで、二二〇八、二二二三の一、二二二三の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年六月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町大間見字大杉八四の一、八四の六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に

備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第四百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年六月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

揖斐郡揖斐川町北方字堂ヶ洞二二四九の一、二二四九の四、二二五四の一、二二五四の四、二二七三の一、二二七三の三、二二七四の一、字科洞二二七六の一、二二八八の一、二二八八の四、二二八九の一、二二八九の四、二二九五の一、二二九五の三
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通

知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年六月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

揖斐郡揖斐川町坂内広瀬字深谷五二四二
保安林として指定された目的
水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年六月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

揖斐郡池田町藤代字鎌ヶ谷一〇四八の一、一〇四八の四、一〇四八の五、一〇四八

の二〇、一〇四八の一九、一〇四八の二〇、一〇四八の二七から一〇四八の二九まで
 二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

平成二十年度個人情報の開示等の実施状況

岐阜県個人情報保護条例(平成十年岐阜県条例第二十一号)第二十九条の規定により平成二十年度における個人情報の開示等の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十一年六月三十日

岐阜県知事 中 田 謙

1 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の状況 (単位:件)

	個人情報総合窓口	現 地 機 関	計
開 示 請 求	30	58	88
訂 正 請 求	0	0	0
利 用 停 止 請 求	0	0	0

2 開示請求の内訳 (単位:件)

実 施 機 関	件 数	実 施 機 関		件 数
		知 事 直 轄 部	知 事 直 轄 部	
総 務 部	0	議 会	0	
総 務 部	5	教 育 委 員 会	6	
総 務 部	2	選 挙 管 理 委 員 会	0	
環 境 生 活 部	1	人 事 委 員 会	0	
健 康 福 祉 部	51	監 査 委 員	0	
産 業 労 働 観 光 部	0	公 安 委 員 会	1	
農 政 部	2	警 察 本 部 長	13	
林 政 部	0	労 働 委 員 会	0	
県 土 整 備 部	3	収 用 委 員 会	0	
都 市 建 築 部	0	内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	
老 朽 流 流 固 体 推 進 局	0	小 計	20	
出 納 事 務 局	0			
振 興 局	4			
小 計	68	合 計	88	

3 決定等の状況 (単位:件)

開示請求		部分開示		非開示 (不存在)		取 下 げ	計
区 分	開 示	部 分 開 示	非 開 示	取 下 げ	計		
件 数	61	15	11 (9)	1	88		

4 不服申立ての状況 (単位:件)

件 数	0
-----	---

不服申立件数 前年度からの繰越	本年度新規発生	処 理		件 数		審理中
		全部認容	一部認容	棄 却	却 下 取 下 げ	
0	2	0	0	0	0	2

5 個人情報取扱事務の登録状況

(単位：件)

実 施 機 関	件 数	実 施 機 関		件 数
		議 会	行 政 委 員 会	
知 事 直 轄	59	議 会	11	11
総 務 部	60	教 育 委 員 会	200	200
総 合 企 画 部	90	選 挙 管 理 委 員 会	29	29
環 境 生 活 部	300	人 事 委 員 会	12	12
健 康 福 祉 部	494	監 査 委 員 会	5	5
商 工 労 働 部	174	公 安 委 員 会	4	4
農 政 部	192	警 察 本 部 長 会	133	133
林 政 部	99	労 働 委 員 会	6	6
県 土 整 備 部	95	収 用 委 員 会	1	1
都 市 建 築 部	129	内水面漁場管理委員会	3	3
さぶ清流国体推進局	0			
出 納 事 務 局	13	小 計	3	3
小 計	1,705	合 計	2,109	2,109

(注) 1 1～3における件数は、平成20年度に実施機関が開示等の決定を行った

件数(取下げがあったものを含む。)である。

2 5における件数は、平成21年4月1日現在の件数である。

平成二十年度公文書公開の実施状況

本庁舎(豊前県立公文書公開条例(平成十二年岐阜県条例第五十六号)第二十七条の規定により)及び本庁舎(豊前県立公文書公開条例(平成十二年岐阜県条例第五十六号)第二十七条の規定により)並びに公文書等
 平成二十年及び平成二十一年の公文書公開の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十一年六月三十日

豊前県長 田 田 謙

1 請求者別の状況

(単位：件)

区 分	件 数
個 人	403
事業を営む個人及び法人その他団体	362
合 計	765

2 実施機関別の状況

(単位：件)

実 施 機 関	件 数	実 施 機 関		件 数
		議 会	行 政 委 員 会	
知 事 直 轄	4	議 会	5	5
総 務 部	20	教 育 委 員 会	71	71
総 合 企 画 部	6	選 挙 管 理 委 員 会	27	27
環 境 生 活 部	48	人 事 委 員 会	2	2
健 康 福 祉 部	131	監 査 委 員 会	3	3
産 業 労 働 観 光 部	35	公 安 委 員 会	0	0
農 政 部	34	警 察 本 部 長 会	41	41
林 政 部	30	労 働 委 員 会	0	0
県 土 整 備 部	219	収 用 委 員 会	3	3

事	都市建築部	61	等	内水面漁場管理委員会	0	
	ぎふ清流国体推進局	0		小	計	152
	出納事務局	4				
	振興局	21				
小	計	613	合	計	765	

3 決定等の状況

(単位：件)

区分	公開	部分公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	計
件数	478	173	82 (66)	32	765

4 不服申立ての状況

(単位：件)

不服申立件数	処	理	件	数	審理中		
	前年度からの繰越	本年度新規発生	全部認可	一部認可		棄却	却下
6	5	2	1	5	0	2	1

(注) 1 1～3における件数は、平成20年度に実施機関が公開・非公開の決定を行った件数 (取下げがあったものを含む。) である。

2 4における処理件数 (取下げを除く。) は、岐阜県情報公開審査会において答申を行った件数である。

平成二十年度社団法人全国公営住宅火災共済機構経営状況

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百六十三条の二第二項の規定により社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成二十年度経営状況について次のとおり通知があったので、同条第三項の規定により公表する。

平成二十一年六月三十日

岐阜県知事 古田 謙

「社団法人全国公営住宅火災共済機構平成20年度経営状況公告」

1 事業実績	701
加入都道府県市区町村会員数	
加入戸数	872,105戸
共済委託契約金額	7,767,837,463,000円
火災共済掛金	1,054,808,000円
被災戸数	510戸
火災共済給付金	405,361,000円
特定給付金	12,393,000円
復興建築助成戸数	295戸
復興建築助成金	91,919,000円
住宅災害見舞戸数	759戸
住宅災害見舞金	23,920,000円
住宅防火施設整備補助会員数	253
住宅防火施設整備補助金	120,423,000円
貸借対照表 (平成21年3月31日現在)	
資産の部	
1 現金預金	86,626,000円
2 有価証券	547,731,000円
3 特定資産	
(1) 異常危険準備金資産	2,857,327,000円
(2) その他特定資産	1,543,339,000円
4 不動産及び動産	330,019,000円
5 その他資産	10,969,000円
資産合計	5,376,011,000円
負債の部	
1 共済契約準備金	3,367,018,000円
2 その他負債	117,907,000円
3 退職給付引当金	121,351,000円
負債合計	3,606,276,000円
正味財産の部	

正保林組合計 1,769,735,000円
 負債及び正保林組合計 5,376,011,000円

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業計画の変更についてその概要等を輪之内町長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年六月三十日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
輪之内東部地区	輪之内町役場	平成二一・六・三〇から七・二九まで

保安林に指定する予定である旨の通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定による通知について、相手方が知れないので、同法第八十九条の規定によりその通知の内容を垂井町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を公示する。

平成二十一年六月三十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 森林所有者の登記簿上の住所及び氏名
 不破郡垂井町平尾二二三番地 藤井吉雄
- 二 通知の要旨
 平成二十一年六月十二日付け岐阜県告示第三百八十二号のとおり、森林が保安林に指定される予定である。

保安林の指定実施要件が変更された旨の通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定による通知について、相手方の所在が不明であるので、同法第八十九条の規定によりその通知の内容を揖斐川町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を公示する。

平成二十一年六月三十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 所在が不明な相手方の登記簿上の住所及び氏名
 愛知県一宮市大和町宮地花池字中道四五番地 橋場博史
 揖斐郡揖斐川町鶴見二七番戸 宮川弥八郎
 揖斐郡揖斐川町鶴見六九五番地 宮川はすゑ
- 二 通知の要旨
 平成二十一年五月二十六日付け農林水産省告示第七百八号により、保安林の指定実施要件が変更された。

市街地再開発組合の定款変更認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の定款の変更の認可をしたので、同条第二項の規定により読み替えて適用される同法第十九条第一項の規定により公示する。

平成二十一年六月三十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 市街地再開発組合の名称
 問屋町西部南街区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
 平成二十年一月八日から
 同 二十五年三月三十一日まで
- 三 施行地区

四 事業計画書において表示するとおり
事務所の所在地

岐阜市問屋町二丁目一九番地五

五 設立認可の年月日

平成二十年一月八日

六 変更の内容

参加組合員（定款において表示するとおり）

七 変更認可の年月日

平成二十一年六月三十日

道路公社公告

岐阜県道路公社公告第一号

道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十五条第一項の規定により中津川有料道路の料金の徴収期間の変更について、次のとおり公告する。

なお、中津川有料道路の未使用回数通行券の払戻期間は、平成二十二年四月九日までとする。

平成二十一年六月三十日

岐阜県道路公社

理事長 藤 井 徳 介

料金の徴収期間

旧 供用開始の日から三十年間

新 昭和五十九年四月一日から平成二十一年十月九日まで

雑 報

岐阜県市町村職員共済組合決算公告

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百十二号）第二十二條第三項の規定に基づき、平成二十年度決算の要旨を公告する。

平成二十一年六月三十日

岐阜県市町村職員共済組合

理事長 土 野 守

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	長 期	預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付
負担金	6,064,575	18,316,377		163,413	226,796			
掛金	6,219,279	10,916,858			221,399			
施設収入・商品売上						155,345		
組合員貸付金利息								393,084
連合会交付金				72,702	5,381			19,783
育児・介護休業手当金交付金	573,445							
利息及び配当金	4,389		332,843			17	1,048,909	
償還差益	1,759			1,979	524	363	2,216	
その他収入	193,435				24,756	4,850	3,000	629
他経理から繰入金				29,981	50,000	17,000		
前年度繰越支払準備金	976,334							
計	14,033,216	29,233,235	332,843	268,075	528,856	177,575	1,054,125	413,496
給付金	6,584,347							
役職員給与				121,438	5,578	25,862	8,774	41,295
旅費・事務費				22,088	1,701	935	2,482	2,884
厚生費				191	471,345	64	22	64
商品仕入						12,238		
飲食材料費						28,119		
委託費				10,183				
支払利息			332,843				905,976	317,723
掛金・負担金払込金		29,233,235						
事務費負担金払込金				72,587				
特定健康診査等費					13,895			
前期高齢者納付金	2,333,996							
後期高齢者支援金	1,961,573							
病床転換支援金	1,273							
老人保健拠出金	50,906							
退職者給付拠出金	808,270							
介護納付金	877,774							
連合会払込金	198,544							42,971
連合会拠出金	513,821							
その他支出	16,979			48,782	9,570	104,984	6,300	31,333
他経理へ繰入金	29,981				17,000			50,000
次年度繰越支払準備金	1,001,508							
計	14,378,972	29,233,235	332,843	275,269	519,089	172,202	923,554	486,270
差引当期利益金又は当期損失金	- 345,756		0	- 7,194	9,767	5,373	130,571	- 72,774

貸借対照表の要旨

資 産	流動資産	1,917,202	1,606,024	516,724	389,079	204,731	149,778	750,408	315,105
	固定資産			13,234,794	677	16	246,687	54,511,795	14,339,425
	資産合計	1,917,202	1,606,024	13,751,518	389,756	204,747	396,465	55,262,203	14,654,530
負 債	流動負債	70,732	1,606,024		2,621	68,059	7,649	52,856,391	1,164
	固定負債	1,001,508		13,751,518	160,548	3,243	8,147	7,184	13,101,727
	負債合計	1,072,240	1,606,024	13,751,518	163,169	71,302	15,796	52,863,575	13,102,891
資 本	資本剰余金						334,598		
	利益剰余金	844,962			235,587	133,445	46,071	2,398,628	1,551,639
	資本合計	844,962		0	235,587	133,445	380,669	2,398,628	1,551,639
負債・資本合計		1,917,202	1,606,024	13,751,518	398,756	204,747	396,465	55,262,203	14,654,530

平成二十一年六月三十日発行

発行者

岐阜市数田南二丁目一番号

編 集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三

岐阜文芸社